

社会福祉法人照明福祉会
役員等報酬規程

社会福祉法人照明福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人照明福祉会(以下「当法人」という)定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めたものとする。

(役員等報酬)

第 2 条 当法人の役員等及び評議員選任・解任委員、第三者委員に対して、それぞれ各年度の総額が 20 万円を超えない範囲で報酬を支給する。理事長業務(専決業務等)、評議員会、理事会、監査、指導監査立会、苦情解決業務、その他の会議(以下会議等とする)に出席した場合に報酬を支給する。

(費用弁償)

第 3 条 役員等及び評議員選任・解任委員、第三者委員が理事長の指示又は理事会の委任を受け会議等に出席した場合、費用を弁償する。但し、施設長等の施設職員が役員の場合には支給しない。

2 照明福祉会役員等旅費規程に基づき、その旅費を支給する。

役員等報酬 別表 1 (日額)

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	5,153 円
評議員出席報酬等	5,153 円
評議員選任・解任委員報酬等	5,153 円
苦情対応第三者委員報酬等	5,153 円
監事監査指導報酬等	5,153 円

(改廃)

第 4 条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。